

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成24年7月2日24直整第441号ー5及び平成24年7月27日24直整第902号ー4で行った決定（以下前者を「本件決定1」、後者を「本件決定2」、両者をまとめて「本件決定」という。）について、次のとおり判断する。

(1) 本件決定1について

実施機関が福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号に該当するとして非開示とした部分のうち、自治会長の氏名は開示すべきである。

また、平成23年8月10日付け要望書及びこれに関連する公文書について、対象公文書として特定し、改めて開示・非開示の決定を行うべきである。

(2) 本件決定2について

実施機関は、平成23年8月10日付け要望書及びこれに関連する公文書について、対象公文書として特定し、改めて開示・非開示の決定を行うべきである。

2 異議申立てに係る対象公文書の開示決定状況

(1) 本件決定1について

異議申立てに係る対象公文書は、〇〇市〇〇自治会（以下「自治会」という。）から福岡県直方県土整備事務所（以下「県土整備事務所」という。）に提出された4件の要望書及びこれらに対する回答に係る起案文書等（以下「本件公文書」という。）である。

実施機関は、条例第11条第1項の規定に基づき、本件公文書に記載されている情報のうち、自治会長及び〇〇地区住民の氏名については、条例第7条第1項第1号（個人情報）に該当するとして非開示とし、その余の部分は開示する部分開示決定を行った。

(2) 本件決定2について

異議申立てに係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、自治会から県土整備事務所に提出された要望書（以下「本件要望書」という。）及びその事績のうち、用地課、道路維持課及び道路建設課が保存している文書である。

実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、本件文書について、作成も取得もしておらず存在しないとして非開示決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、他の特定しうる文書と併せてその開示を求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成24年6月15日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、本件公文書の開示請求（以下「本件開示請求1」という。）を行った。

イ 実施機関は、平成24年7月2日付けで、本件決定1を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成24年7月12日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、本件文書の開示請求（以下「本件開示請求2」という。）を行った。

エ 実施機関は、平成24年7月27日付けで、本件決定2を行い、その旨を異議申立人に通知した。

オ 異議申立人は、平成24年8月24日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 本件要望書等が4件だけしかないというのはいり得ないことである。
- (2) ○○市では、平成18年度、平成19年度及び平成21年度の要望書に係る県土整備事務所からの文書も公開している。
- (3) 異議申立人の姉が本庁で保存している本件要望書等の開示請求を行ったところ、平成23年8月10日付けの要請書（以下「平成23年8月10日付け要望書」という。）が部分開示された。事務担当課である本庁道路維持課の説明では、当該文書は県土整備事務所用地課管理係からその写しを受け取ったものであり、原本は県土整備事務所にあるとのことであった。

したがって、県土整備事務所が当該文書を取得していないという説明は虚偽であり、当該文書と起案文書等の公開を求める。

- (4) 平成23年8月10日付け要望書の内容から、県土整備事務所が平成19年から平成23年にかけて本件要望書等の提出を受けていることは明らかである。

(5) 自治会長が県道と言っている道は〇〇家が徐々に造ってきて昭和48年頃には簡易舗装も行った〇〇醸造用の私道であり、道路法上の道路ではない。

道路の区域も権原もない土地に対する工事には大義名分が必要なため、地域住民の要望書を提出させているはずである。実際に平成12年3月24日に行政代執行を行う際には、地元町内会長から同月6日付けの要望書を提出させており、強制的に私道を一般の交通に供している。

実施機関は私道上に倒壊した〇〇工場の撤去工事を行い、強制的に一般の通行に供した。これほどの工事を行ったにもかかわらず、今回公開された要望書においてこの件について記載しているのは、平成23年7月23日付けの要望書だけである。

また、毎年〇〇市の副申書と一緒に提出される自治会の平成21年度の本件要望書等は公開されていない。さらに、平成22年6月の本件要望書等にも倒壊家屋の処理については触れられていない。これは、平成19年7月から平成22年10月にかけて倒壊家屋について除去を求める本件要望書等が別に存在することを意味している。

(6) 平成24年度の本件要望書（以下「平成24年6月7日付け要望書」という。）は、副申書が添付されて県土整備事務所に提出されたが、町内会長の印鑑が押印されていなかったため、〇〇市に返したため存在しないとの説明を受けた。取得した文書に、たとえ異議申立人には見せたくない情報が記載されていたとしても、それを恣意的に隠蔽することは許されず公開すべきである。

(7) 本件決定1で部分開示されたものは、自治会長の氏名が非開示になっているが、自治会長の氏名の開示を求める。

〇〇市では自治会長に対して定額が支給されており、自治会長の氏名は条例第7条第1項第1号ただし書イ及びロに該当する。

異議申立人の姉が福岡県よりも先に〇〇市に本件要望書等を情報公開請求したところ、自治会長の氏名は開示されていた。

〇〇市は県土整備事務所から問い合わせがあった折には、自治会長の氏名は公開していると回答した旨異議申立人に答えている。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件決定1について

ア 異議申立書における異議申立人の主張に基づき、再度県土整備事務所を探索したところ、用地課において、平成23年8月10日付け要望書が保存されていることを確認し

たところである。

イ 公文書に記載されている個人の住所、氏名等は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

(7) 自治会長の氏名について

自治会とは、町内などを単位として自主的につくられる組織であり、行政とは別の任意団体である。また、〇〇市に確認したところ、自治会長の氏名は公表していないとのことであった。そのため、その団体の長である自治会長の氏名は、条例第7条第1項第1号ただし書に該当する情報とはいえない。

(4) 〇〇地区住民の氏名について

個人の氏名は、個人に関する情報であり、条例第7条第1項第1号に該当する情報である。

(2) 本件決定2について

県土整備事務所用地課、道路維持課及び道路建設課が管理する文書を確認したが、各課とも保存する公文書は存在しなかったため、取得及び保存していないとして非開示としたものである。

異議申立書における異議申立人の主張に基づき、再度県土整備事務所を探索したところ、用地課において、平成23年8月10日付け要望書が保存されていたことを確認したところである。

6 審査会の判断

(1) 県土整備事務所に対する要望について

県土整備事務所は、その管轄区域において、実施機関が管理する道路の新設、維持・修繕、改良及び管理並びに河川、砂防施設の建設、改良及び管理等の業務を行っており、管轄区域内の自治会や住民等から書面や口頭により、公共施設の整備や維持管理に関する要望等が寄せられている。

(2) 本件公文書等の性格及び内容について

本件公文書等の性格及び内容は、次のとおりである。

ア 本件公文書について

本件公文書は、次の4件の本件要望書、〇〇市長の副申書及び回覧用紙並びに〇〇市長への回答文案及び起案用紙である。

(ア) 平成20年7月23日付け「〇〇地区〇〇越え県道にかかる樹木の伐採等について（お願い）」

- (イ) 平成20年7月23日付け「〇〇地区〇〇川の浚渫工事について（お願い）」
- (ウ) 平成22年6月1日付け「〇〇地区県道の補修及びその周辺の樹木・竹藪等の伐採、カーブミラーの設置についてのお願い」
- (エ) 平成23年6月10日付け「〇〇地区道路及び用水路工事についてお願いについて」
実施機関は、本件公文書に記載されている情報のうち、自治会長及び〇〇地区住民の氏名については、条例第7条第1項第1号に該当するとして非開示としている。

(3) 本件公文書の特定について

ア 平成23年8月10日付け要望書について

- (ア) 当審査会が実施機関に確認したところ、実施機関は、本件開示請求1については、県土整備事務所全体を、本件開示請求2については、同所用地課、道路維持課及び道路建設課を探索したが、自治会からの要望書は同所企画班において管理するとの思込みから、同所用地課において管理されている平成23年8月10日付け要望書を見落とししたものであり、異議申立てを受けて再度県土整備事務所を探索したところ、同所用地課において、当該要望書及びこれに関連する公文書が管理されていることを確認したと説明している。
- (イ) したがって、実施機関は、本件開示請求1及び2に対し、本件公文書に加え、平成23年8月10日付け要望書及びこれに関連する公文書について、対象公文書として特定すべきである。

イ 平成24年6月7日付け要望書について

- (ア) 当審査会が実施機関に確認したところ、平成24年6月7日付け要望書については、〇〇市職員が同年7月9日に県土整備事務所に持参したが、自治会長の印鑑が押印されていなかったため、同所職員がその場で同市職員に返却したところ、同月20日に再提出されたことから受け付けたものであると説明している。
- (イ) 当審査会が平成24年6月7日付け要望書及びこれに関連する公文書を見分したところ、当該要望書に添付された同年7月5日付けの〇〇市長の副申書には、同年7月20日の受付印が押印されており、また、当該要望書に係る回覧用紙の受付年月日欄には同年7月20日と記載されていることを確認した。
さらに、ほかの公文書からも、平成24年6月7日付け要望書は同年7月20日に受け付けたものであるという実施機関の説明と矛盾する点は認められなかった。
- (ウ) したがって、本件開示請求1及び2の時点では、県土整備事務所は平成24年6月7日付け要望書を取得しておらず、同所には存在しなかったものと認められる。
よって、実施機関が本件開示請求1に対し、平成24年6月7日付け要望書を対象

公文書として特定しなかったこと及び本件開示請求2に対し、不存在を理由に非開示としたことは妥当である。

ウ その他の要望書について

(ア) 異議申立人は、平成18年度、平成19年度及び平成21年度における本件要望書等に係る〇〇市の開示状況、平成23年8月10日付け要望書の内容及び平成12年3月6日付け要望書が提出された経緯等から本件公文書以外に倒壊家屋の除去に関する要望書が県土整備事務所に提出されていることは明らかであること等から、本件公文書以外にも本件要望書等が存在すると主張している。

(イ) 当審査会が実施機関に確認したところ、従来から管轄区域内の自治会からの県土整備事務所に対する要望書は、市町村長の意見を添えて提出することとされており、こうした自治会からの要望書は、同所企画班において受け付け、要望に対する回答を行った上で、「要望書回答」という公文書ファイル（以下「本件公文書ファイル」という。）に保存することとされているところであるが、要望書に市町村長の意見を添えることなく、同所の事業を所管する担当課に直接持参した場合には例外的に事業を所管する担当課において受け付け、対応することもあり得ると説明している。

当審査会が実施機関の執務室に赴き、県土整備事務所企画班が管理する本件公文書ファイルを見分したところ、平成18年度の本件公文書ファイルは保存期間である5年を経過したため、また、平成19年度の本件公文書ファイルは保存期間中であるが錯誤により、廃棄しており存在しなかった。

そして、平成20年度から平成24年度までの本件公文書ファイルには、本件公文書並びに平成24年6月7日付け要望書及びこれに関連する公文書を除き、本件要望書等は確認できなかった。

(ウ) さらに、〇〇地区に係る道路及び河川の新設工事や維持管理等に関する公文書ファイルを見分したところ、平成23年8月10日付け要望書及びこれに関連する公文書を除き、本件要望書等は確認できなかった。

以上のことから、実施機関は、平成23年8月10日付け要望書及びこれに関連する公文書について、本件開示請求1及び2に対する対象公文書として特定し、開示・非開示の決定を行うべきである。

(4) 条例第7条第1項第1号該当性について

条例第7条第1項第1号は、個人の尊厳の観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができることとなる情報が記録されている公文書は非開示とすることを定めたものであるが、これらの情報が記録されていても公益的見地

から開示することが必要なものと認められるような場合をただし書で定め、例外的に開示することとしている。

本号ただし書イは、「法令及び条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、個人情報に該当する場合であっても、あえて非開示にして保護する必要性に乏しく、ただし書により、同号の非開示情報から除くこととしたものである。

公にされ、又は、公にすることが予定されている情報とは、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に周知の事実である必要はなく、将来的に公にする予定（具体的に公表されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に管理されている情報もこれに含まれる。

ア 自治会長の氏名について

異議申立人は、〇〇市では自治会長に対して定額が支給されていること等を理由に、自治会長の氏名は条例第7条第1項第1号ただし書イ等に該当すると主張している。

自治会長の氏名は、個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであることから、当該情報は本号本文に該当すると認められる。

当審査会が〇〇市に確認したところ、自治会長の氏名は公表はしていないが、求めがあれば何人にも提供するとのことであるから、自治会長の氏名は同号ただし書イに該当すると認められる。

イ 〇〇地区住民の氏名について

〇〇地区住民の氏名は、個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであることから、当該情報は本号本文に該当すると認められる。

また、〇〇地区住民の氏名は、例外的に開示することが認められる同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、実施機関が同号に該当するとして非開示とした部分のうち、自治会長の氏名は、開示すべきである。

7 審査会の判断

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

8 付言

なお、実施機関には、本件決定に係る事務処理において、決定通知書の誤記載をはじめ、

非開示部分の杜撰なマスキング処理や公文書ファイルの誤廃棄など、軽率かつ不適切と言わざるを得ない対応が多く見受けられた。

このような軽率かつ不適切な対応は、情報公開制度に対する県民の信頼を失墜させるものであり、今後条例や文書管理規程の趣旨を踏まえ、適切な対応が行われるよう審査会として強く注意を喚起する。